

指定学校に関する規則

2018年4月1日規則第45号

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (指定学校の定義)
- 第3条 (指定条件)
- 第4条 (指定の申請)
- 第5条 (指定方法)
- 第6条 (指定期間の限定)
- 第7条 (指定部科追加申請及び指定変更申請)
- 第8条 (継続指定申請)
- 第9条 (休校及び廃校の届出)
- 第10条 (指定の取消し)
- 第11条 (施行細目)

附 則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下、「当社」という。）が、当社高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）の通学定期券（連絡通学定期券を含む。以下同じ。）を発売する学校の指定について必要な事項を定め、もつて事務の適正化を図ることを目的とする。

(指定学校の定義)

第2条 指定学校とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、当社の指定を受けた学校に限る。
- (2) 前号以外の国公立の学校であつて、当社の指定を受けた学校
- (3) 学校教育法第124条及び第134条の規定によって設立された学校であつて、当社の指定を受けた学校
- (4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定したものであつて、当社の指定を受けた学校

(指定条件)

第3条 前条第1号ただし書き及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があつた学校であつて、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 修業期間は、連続して12か月以上となっていること
- (2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること
- (3) 生徒の部科別の定員は、40人以上となっていること。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあっては、20人以上とする。
- (4) 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員が置かれていること。ただし、その最低は3人とする。
- (5) 入学期又は卒業期は、年2回以内であつて、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあっては、年3回までとする。
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ、又は卒業させていないこと
- (7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となっていること
- (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと

2 前条第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号

の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可を得ていること
 - (2) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日からも1か年を経過していること
- 3 前条第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により所管大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

(指定の申請)

第4条 学校の代表者は、第2条第1号ただし書き、第2号、第3号又は第4号に規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を当社に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。

2 前項に定める学校指定申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 当社が定める様式の、学校指定申請書
- (2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定による所管大臣の指定の告示の写し
- (3) 学則

監督庁に届出済みのものであって、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代わる書類を学則に添付するものとする。

ア 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

ウ 学科課程及び授業時数に関する事項

エ 部科別定員及び教職員の組織に関する事項

オ 入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項

カ 第2条第1号ただし書きの学校が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条に規定する面接指導、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条又は短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第3条に規定する面接授業（以下これらを「面接授業」という。）を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、当該面接授業を行う面接指導施設名、住所、連絡先及び最寄り駅に関する事項

- (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教職員の現在数を記載した書類
- (5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類
- (6) 学校所在地の最寄り駅及び当社線利用の状況を記載した書類

(指定方法)

第5条 前条の規定による指定の申請があった場合は、当社はこれを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定するとともに学校の代表者に指定通知書を交付する。ただし、部科を設けている学校の指定は、部科ごとに行う。

2 前項ただし書の規定による指定は、次の各号に定める部科に限る。

- (1) 第2条第1号に規定する学校の場合
学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めによる通常の教育課程を行う部科
- (2) 第2条第2号に規定する学校及び同条第3号に規定する学校で、学校教育法第134条の規定によるものの場合
学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科
- (3) 第2条第3号に規定する学校で、学校教育法第124条の規定によるものの場合
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第2条に規定する学科の属する分野
- (4) 第2条第4号に規定する学校の場合
学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定する課程

(指定期間の限定)

第6条 第2条第1号ただし書きに規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合及び同条第2号か

ら第4号までに規定する指定学校として指定する場合は、期間を限定して行う。

(指定部科追加申請及び指定変更申請)

第7条 指定学校が既に指定されている部科以外の部科について追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、当社が定める様式による学校指定変更願を提出しなければならない。

2 指定部科としての追加申請については、前項の規定によるほか、第4条第2項及び第6条の規定を準用する。

3 指定学校が校名・部科名・所在地・最寄り駅・面接授業施設等に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、学校指定変更願を提出するものとする。

(継続指定申請)

第8条 第6条の規定により指定期間を限定された指定学校が、指定期限後に引き続き指定学校としての指定を受けようとする場合は、当該学校の代表者は、指定期限の3か月前までに、第4条に規定する申請手続を行わなければならない。

2 前項の規定により提出する学校指定申請書の本文には、継続申請である旨及び学校指定番号を附記するものとする。

(休校及び廃校の届出)

第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、当社が定める様式による辞退届を当社に提出するものとする。

(指定の取消し)

第10条 指定通知書交付後であっても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。

(施行細目)

第11条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。